

鳥取県告示第 545 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 6 月 22 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字波多字小坂山516、517、521、522、524、524の1、529、字小マタケ530から533まで、534の1、字ヲカ535、536、536の1、537、537の1、字マタケ541の1から541の3まで、544、545、546の1、546の2、547、561、564、567、569の1から569の5まで、字山根576、576の1、577、580、583の1、584、586、587、587の1、588、589、字孫谷596、599、599の1、600、608の1、字ザコウ谷610、614、616の2、617、字ウバガ谷618、632、字深山634、649の1から649の3まで、651の1、651の2、651の4、651の5、652、字トウジガ畑661の1、661の2、字坂ノ元662の2、663の1、663の2、664から667まで、字牛倉670、672から674まで、676、680、681、687、688、689の1、694、字クズレ谷695、700、702から705まで、705の1、706、706の1、707、字ハタ谷714、717、717の1、718、722、723の2、725、726の1、726の2、727、731、732、736、737の1、740の1、740の2、744、745、749、750の1、750の2、751、752の1から752の3まで、756、758、字寺769、769の1、770の1、770の2、771、773、774、字稗ヶ途779、781、785、792から794まで、字岡岩795、798、字ミソギ谷801の1、803、804の1、805から808まで、810の2、810の3、810の6から810の9まで

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）